

○令和6年12月2日以降における栃木県国民健康保険被保険者証、栃木県国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証、後期高齢者医療被保険者証の取り扱いについて

内容	年月	令和6年度												令和7年度												令和8年度																						
	年度	令和6年						令和7年						令和8年																																		
	年	8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		4月		5月		6月		7月
現在発行されている被保険者証の有効期間		<p>現在発行されている被保険者証の有効期間は、令和6年8月1日から令和7年7月31日まで</p>												<p>※令和7年8月1日以降有効な被保険者証は発行されません。</p>																																		
被保険者証の交付 (令和6年12月2日以降は交付不可)		<p>転居・紛失等による再交付が可能(12/1まで)</p>												<p>※令和6年12月2日以降は被保険者証は交付されません。</p>																																		
マイナ保険証を持っている方 (マイナンバーカードと被保険者証を紐づけている方)		<p>マイナ保険証により医療機関等の受診が可能です。</p>																																														
マイナ保険証を持っていない方 (マイナンバーカードを持っていない方 マイナンバーカードと被保険者証を紐づけていない方)		<p>令和7年7月31日までは、現在発行されている被保険者証で医療機関を受診できます。</p>												<p>被保険者証の代わりに「資格確認書」が送付されます。 「資格確認書」により医療機関等の受診が可能です。</p>																																		